

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 30 日・東京都規則第 22 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

平成 24 年第一回東京都議会定例会において可決された東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、必要な事項について定めるほか、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

#### ア 浄化槽保守点検業者の登録申請書の添付書類について（第 7 条関係）

浄化槽保守点検業者の登録申請者が浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に、当該申請者の登録申請書に添付する書類として、次の書類を追加する。

(ア) 当該申請者の法定代理人の住民票等

(イ) 当該申請者の法定代理人が東京都保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年東京都条例第 70 号）第 6 条第 1 号から第 6 号までに該当しないことを誓約する書面

#### イ 浄化槽保守点検業者登録申請書の様式について（別記第 6 号様式関係）

アの改正に伴い、別記第 6 号様式中「5 添付書類」に係る規定を改めるほか、規定を整備する。

## 2 施行日

平成 24 年 4 月 1 日

## 3 問合せ先

環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通 03-5388-3583

内線 42-843